平成２３年（フ）第１６０号
岡山市北区大元２丁目３番７号　レジデンス藤沢303
債務者　熊谷　　康
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６号
栃木県栃木市富士見町３番32号
債務者　村上　忠央
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第４４２号
東京都八王子市川口町3360番地１メゾンドゥ101号
債務者　鎌倉サヨ子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４７８号
東京都西東京市新町１丁目10番８号
債務者　川畑　崇之
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
石川県加賀市山代温泉17の93番地　山谷ビル503号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉ル２番地１　山谷マンション３Ｆ32号室
債務者　原　　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１７１６号
東京都八王子市堀之内164番地
債務者　三浦要太郎
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８４２号
東京都八王子市元八王子町２丁目2030番地１
債務者　佐藤　　太
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８４３号
東京都八王子市弐分方町563番地７
債務者　木村　行雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５０号
東京都立川市一番町１丁目58番地の５ヴァンヴェール210
債務者　金山豊こと　金　　太安
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４７０号
東京都練馬区早宮２丁目17―47―201
債務者　長谷部悦夫
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５号
静岡県藤枝市青葉町５丁目３番35号
債務者　小沢八重子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６号
静岡県藤枝市青葉町５丁目３番35号
債務者　小沢　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５６号
静岡市駿河区有明町10番５号　市営有東団地11―18号
債務者　杉山まさ子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６号
青森県つがる市木造浦船135番地14　浦船団地12―５号
債務者　葛西サツエ
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林字前田92番地
債務者　佐々木めぐみ
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯243番地
債務者　大船美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

第明治三十三種郵便物認可